

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

SAYLOR ADVERTISING INC.

最終更新日:2015年6月30日

セーラー広告株式会社

代表取締役社長 村上 義憲

問合せ先:執行役員総務本部長 青木 均

証券コード:2156

<http://www.saylor.co.jp>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、株主の皆様や取引先をはじめとする様々なステークホルダーに社会的な存在として認められ、共感を得られる経営を目指しております。各ステークホルダーに対する企業価値を高めることを経営の基本方針としております。当方針に基づき、「企業と生活者を結ぶ情報の橋渡し役として社会生活の向上と文化の発展に寄与する」という社会的責任を果すべく、内部管理(マネジメント)と外部報告(コミュニケーション)、すなわち内部統制体制と情報開示体制の強化が重要であるとの認識のもと、「(1)適時適切な情報開示をとした経営の透明性確保、(2)株主に対する説明責任を重視した経営、(3)厳正な企業経営と効率的な企業運営体制の構築」をコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方としております。また、株主・投資家の皆様へは、会社情報の適時開示による社内体制により、迅速かつ正確な情報開示に努めるとともに、経営の透明性を高めてまいります。当社はこのコーポレート・ガバナンスに関する基本方針を実現するためには、経営の意思決定を司る会議体において客観的な意見を交えた活発な協議・意見交換が可能であること、および、全役員・従業員の業務活動を決定事項に基づいて迅速に方向付けることが最も重要なと考えております。社外の客観的な意見を取り入れ、経営に迅速に活かすことできる現体制、すなわち、取締役会および監査役会を中心としたコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
セーラーグループ社員持株会	590,600	15.75
セーラー広告取引先持株会	439,800	11.73
株式会社香川銀行	180,000	4.80
工藤 信仁	155,000	4.13
村上 義憲	103,000	2.75
株式会社百十四銀行	100,000	2.67
東京海上日動火災保険株式会社	100,000	2.67
福嶋 正義	85,000	2.27
株式会社日鋼サッシュ製作所	84,200	2.25
讃陽食品工業株式会社	76,000	2.03

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明 更新

大株主の状況は2015年3月末現在であります。

なお、当社は自己株式2,328,327株を保有していますが、上記大株主からは除いております。

また、割合は当該自己株式を控除して計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 JASDAQ

決算期

3月

業種

サービス業

直前事業年度末における(連結)従業員数

100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は支配株主を有しておらず、その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査を執行する監査法人は新日本有限責任監査法人であります。当社内部監査人と監査人は、それぞれの独立性を保ちつつ、当社グループの内部統制体制の評価等を中心に内部監査結果の共有化を図っております。当社は会社法および金融商品取引法に基づく会計監査についての監査契約を新日本有限責任監査法人と締結し、会計監査を受けております。

監査役は監査結果の提出を受け、財務報告にかかる内部統制に関するリスク評価などについて報告を受けるほか、監査重点項目についても説明を受けております。

社外監査役2名は、取締役会および経営会議に出席し、議事録、計算書類、その他重要書類等の閲覧を行なったうえで、常勤監査役による監査情報を聴取することによって、グループ全体に亘る状況の把握に努めています。また、内部監査人および監査法人の監査方針や実施計画書を開覧し、監査結果等に関して適宜意見を聴取しております。

専任者1名で構成しております当社内部監査室は、代表取締役社長直属の部署として、各事業年度に策定する内部監査計画に基づき、各業務執行部門の業務監査および会計監査、監査結果の代表取締役社長への報告、業務改善指導および確認等を行うほか、必要ある場合には臨時の内部監査を実施し、監査役および監査法人との連携を保ち、内部統制体制の強化に努めております。また、子会社への内部監査も実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) [更新](#)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山内 直樹	その他													
武田 真由美	公認会計士												○	

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) [更新](#)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山内 直樹		—	<社外監査役として選任した理由> 同氏は企業財務および会計に関する知識と経験を当社監査体制に活かしていただくため社外監査役に選任いたしました。
武田 真由美	○	当社は同氏の所属する会計事務所と顧問契約を締結しておりますが、当社は同事務所の主要取引先ではなく、会計に関して相談する程度であり、取引額も僅少であります。	<社外監査役として選任した理由> 同氏は公認会計士としての実務経験に基づく経営に関する高い見識を有しており、公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を当社監査体制に活かしていただくため、社外監査役候補者といいました。また、同氏と当社とは左記以外に利害関係が無いうえ、同氏は公認会計士として多くの企業経営に携わってきた経験を有していることから、当社取締役の職務執行の妥当性を客観的な立場から監督することのできる充分な見識を有していると判断し、独立役員として指定するものであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数

1名

その他独立役員に関する事項

当社は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない者のうち、会社法第2条第16号に規定する条件を満たし、かつ、企業経営あるいは企業会計などに関する相当程度の知識を有する者を社外監査役候補者とする方針であります。また、社外監査役候補者が有している弁護士や税理士などといった資格、企業経営全般に係る経験、会計等に係る専門知識等を基に、経営から独立した立場としての客観的意見を経営に取り入れることが可能かどうかを総合的に勘案のうえ、候補者を決定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

当社は、株主総会で承認された取締役または監査役に関する報酬総額の範囲内において、各報酬等の額を決定しております。取締役の報酬等の額につきましては、固定報酬と賞与で構成し、各取締役の固定報酬額につきましては、取締役会においてこれを決定しております。また、取締役に対する賞与につきましては、事業年度の業績を勘案し、その支給の可否を決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

当社は、企業内容等の開示に関する内閣府令に従い役員報酬の開示を行っております。

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの期間における報酬額は以下のとおりです。

取締役に支払った報酬59,254 千円

(うち社外取締役に支払った報酬一千円、役員退職慰労引当金総額907千円)

なお、当社は、平成26年6月24日開催の第63回定時株主総会の終結をもって、役員退職慰労金制度を廃止しており、上記役員退職慰労引当金総額は当該制度の廃止前に計上したものであります。上記支給額のほか、平成26年6月24日開催の第63回定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止に伴う打切り支給決議に基づき、退職慰労金を各取締役の退任時に支払う予定であります。その総額は、取締役4名に対して43,477千円となる予定であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 [更新](#)

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、株主総会で承認された取締役または監査役に関する報酬総額の範囲内において、各報酬等の額を決定しております。

取締役の報酬等の額につきましては、固定報酬と賞与で構成し、各取締役の固定報酬額につきましては、取締役会においてこれを決定しております。また、取締役に対する賞与につきましては、事業年度の業績を勘案し、その支給の可否を決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 [更新](#)

取締役会および経営会議の議題は事務局である社長室が事前に社外監査役にも通知し、会議資料は全て社外監査役にも提出、必要に応じて説明を行っております。また、社内通達事項やその他重要事項等についても全て通知し、必要な都度、その内容について総務局長が説明を行っております。内部統制につきましては、総務局長が評価結果等に関する資料を提供し、必要に応じて説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

○取締役および取締役会

取締役は、提出日現在4名であります。取締役会は毎月2回開催し、監査役の出席のもと、経営に関する重要事項の報告および決議を行っております。月前半の取締役会には、連結子会社社長の出席を要請し、当社取締役と併せ事業場ごとの状況報告を求めております。また、コーポレート・ガバナンス体制を強化するため、取締役の1年任期制を採用しております。さらに、取締役の人事、処遇に関する運営の透明性を高めるため、取締役については報酬を含む処遇の決定はすべて取締役会に諮ることとしております。

○監査役および監査役会

当社は監査役制度を採用しており、監査役は、提出日現在3名であります。うち1名が常勤監査役で、残り2名が会社法第2条第16号に定める社外監査役の条件を満たす者であります。監査役は、毎月2回開催される取締役会やその他重要な会議へ出席し、取締役の業務執行の監視および会社の業務全般について適法かつ適正に行われているかを監査計画に基づき監査しております。また、毎月開催する監査役会において全監査役出席のもと監査に関する重要事項の協議等を行っております。

○経営会議

当社は、取締役会とは別に、業務執行上の重要案件について幅広い層から意見を聴取することを目的として経営会議を開催しております。取締役および監査役で構成する経営会議は、毎月2回取締役会と同日に開催し、重要事項の報告および審議を行い、業務執行における重要事項の意思統一を図っております。また、必要により連結子会社社長およびその他幹部社員の出席を要請しております。

○コンプライアンス委員会

当社コンプライアンス委員会は、取締役会の諮問機関として、取締役3名、監査役1名、執行役員1名、内部監査員1名および事務局1名で構成しております。業務執行部門から独立した立場で、コンプライアンスに関する組織、体制、規程等に関する審議、業務執行部門に対する報告微求および重大なコンプライアンス違反に対する再発防止策の審議によって、より実効性の高い法令遵守体制の構築を目指しております。

○リスク管理体制の整備の状況

当社は、「リスク管理規程」を制定し、リスク管理に関する重要事項の方針等については、経営会議を経て取締役会によりこれを決定しています。また、企業倫理に違反する行為に対する従業員からの通報や相談に応じる内部通報制度を導入し、グループ内リスクマネジメントへの意識向上とリスク最小化に努めています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 [更新](#)

○社外取締役に代わる社内体制および当該体制を採用する理由

当社は、「会社の経営理念を共有し、営業現場における課題を熟知した人材が会社経営の意思決定をすべきである」との観点から、迅速な意思決定を可能とするために取締役を4名としております。また、取締役会の意思決定が偏ることのないよう、会社法第2条第16号に定める要件を満たす企業経営・企業税務に精通した者2名を社外監査役として選任し、社外から見た客観的の知見を迅速に経営に活かすことのできる体制としております。さらに、社内監査役1名は、社内状況等に精通しており、2名の社外監査役と連携を図ることによって経営から独立した立場で客観的な監査が実施できると考えております。以上から、当社は社外取締役を選任しておりますが、一般に、社外取締役に期待される取締役会の経営監督機能強化については、上記体制を機能させることによって充分確保できると判断しております。

○社外監査役が当社の企業統治において果たす機能および役割

当社の社外監査役は2名で、社外監査役山内直樹は、長年に亘る企業経営の経験から企業の経営および会計に関する相当程度の知見を有する者であります。また、社外監査役武田真由美は、公認会計士としての実務経験に基づく経営に関する高い見識を有する者であります。当社は、両名に対して、専門的見識からの意見表明だけではなく、社内常識の形骸化によって生じるおそれのある内部統制リスク等に関してリスク管理体制について客観的な評価を求めております。

○社外監査役の選任状況に関する当社の考え方

当社役員は、取締役4名および監査役3名であります。うち2名が社外監査役であります。一般的に、コーポレート・ガバナンスの充実に求められる取締役会の監督機能強化や透明性の高い公正な経営監視体制の確立については、企業規模あるいは役員の員数からみても、現在の社外監査役の選任状況で充分機能すると判断しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主の皆様に議案を充分ご検討いただけるよう、毎年株主総会招集通知の早期発送に努めており、平成27年6月24日開催の第64回定時株主総会招集通知は、平成27年6月8日に発送しました。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、株主総会を株主様と経営陣との重要なコミュニケーションの場と位置付け、より多くの株主の皆様にご出席いただけるよう、毎年6月25日を基準として集中日を避けて開催しています。なお、平成27年6月実施の定時株主総会は6月24日に開催しました。
その他	定時株主総会に係る議決権行使結果は臨時報告書として開示しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内のIR情報サイトに決算情報をはじめ適時開示資料を中心に掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署名 社長室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社倫理規範第5条(情報開示と透明性)に「私たちは、幅広いステークホルダーに、必要な企業情報を適時・適正に開示し、透明性を高めます。」と定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	広告会社の社会的責任である『広告活動をとおした地域貢献』を達成するために、地元物産や地元観光地を周知するキャンペーン活動を、香川県、愛媛県、岡山県などの官公庁から雇用対策事業として受託し、地元企業としてのCSR活動に取り組んでおります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

○内部統制システム構築の基本方針について

当社は、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)および「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が平成27年5月1日付で施行されたことを踏まえ、平成27年5月13日開催の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」について一部改定することを決議し、総務局を中心に「財務報告に係る内部統制の評価および監査」制度に対応した評価を実施しております。

1. 当社グループの取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (a) 当社グループの社会的責任を果たすため、「法令遵守」、「倫理面の充実」、「社会貢献」および「財務報告の信頼性」を柱とする倫理規範を定め、法令を遵守し、高い倫理規範を持って行動する。
- (b) コンプライアンスを経営の重要な課題のひとつと位置づけ、社員に対しその重要性を強調、明示し、企業風土作りに努め、重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等の報告を受けた場合には、遅滞なく取締役会に報告する。
- (c) 取締役会は、取締役会等重要な会議をとおして各取締役の職務執行を監督し、監査役は取締役会等重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監査する。
- (d) 社外の弁護士その他第三者機関との関係を保ち、必要がある場合に意見を求め、法令違反等の未然防止に努める。
- (e) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制を確保する。
- (f) 反社会的勢力との関係は、法令違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶し反社会的勢力による被害の防止に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制取締役の職務執行に係る情報については、社内規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存および管理する。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) リスク管理体制を整備するために、リスク管理に係る規程を定めるとともにグループ内リスク管理体制強化のため、親会社内部統制担当者が、グループにおけるリスク管理および内部統制の状況を点検し、改善を推進する。
- (b) 取引先等との取引は、営業管理規程などの社内規程に基づいて行う。
- (c) 取締役は、会社の損失に影響を与える重要な事実の発生の報告を受けた場合は、遅滞なく取締役会に報告する。
- (d) 取締役、執行役員、子会社社長は、会社の財務状況の把握に努め、担当する部門における月次の損益状況を報告する。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制および子会社からの報告に関する体制

- (a) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会を月2回開催し、監査役出席のもと、経営に関する重要な事項の報告および決議を行う。
- (b) 月前半の取締役会には、子会社社長の出席を要請し、当社取締役と併せ事業場ごとの状況報告を求める。
- (c) 取締役会とは別に、業務執行上の重要な案件について幅広い層から意見を聴取することを目的として取締役および監査役で構成する経営会議を開催する。経営会議は、毎月2回取締役会と同日に開催し、重要な事項の報告および審議を行い、必要により執行役員、子会社社長およびその他幹部社員の出席を要請する。
- (d) 取締役会規程、業務分掌・職務権限表等社内規程により、役割と責任、職務等について定める。

5. 当社グループの使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (a) 当社グループの社会的責任を果たすため、「法令遵守」、「倫理面の充実」、「社会貢献」および「財務報告への信頼性」を柱とする倫理規範を定め、法令を遵守し、高い倫理規範を持って行動する。
- (b) 当社グループにおける重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等に対する報告体制として、社外の弁護士その他第三者機関との情報の授受は親会社管理本部が行い、知り得た情報は遅滞なく取締役会に報告する。
- (c) グループ内使用人からのコンプライアンス違反に対する社内通報体制として、内部通報制度を整備し、その運用に関する規程を定め、是正、改善の必要があるときは速やかに適切な措置をとる。
- (d) 業務の効率化を図るために、内部統制が有効に機能するようITシステムに関する整備を推進する。

6. その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (a) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制として、関係会社管理規程を定め、関係会社の管理は親会社管理本部が行い、関係会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見された場合は、遅滞なく取締役会に報告する。
- (b) 子会社社長は、関係会社管理規程に定める報告事項に関して、親会社取締役会へ出席し、報告しなければならない。
- (c) 内部統制システムを整備するに当たっては、当社グループ全体に亘る体制を整備する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する体制

監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合、当社使用人から監査役補助者を任命することができる。ただし、監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務してはならない。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性および監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項 監査役補助者の評価、任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役の同意を得たうえで取締役会が決定する。

9. 当社グループの取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (a) 監査役は、監査役監査規程に基づき取締役会および重要な会議への出席、関係資料の閲覧等を行い、積極的な意見交換を行うことができるほか、必要があれば取締役および使用人に対しその説明を求めることができる。
- (b) 当社グループにおいて重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見された場合は、遅滞なく監査役へ報告する。
- (c) 監査役に報告した者が、その報告したことを理由として不利益な取り扱いを受けないように配慮しなければならない。
- (d) 監査役からその職務を執行するうえで必要な費用の前払いまたは債務の処理の請求があった場合は、速やかにこれを支払う。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 内部監査責任者は、内部監査規程および監査役監査規程に基づき、内部監査の計画の立案および実施に当たっては、監査役と堅密な連携を保つとともに、定期的な報告を行い、必要に応じて特定事項の調査の依頼を受けることができる。
- (b) 内部統制担当者は、監査役と堅密な連携を保つとともに、監査役からの求めに応じて関係部署とともに監査上必要な調査を行う。
- (c) 監査役監査事務に不都合がある場合は親会社管理本部においてこれを補助する。
- (d) 監査役は当社のコンプライアンス体制に問題があると認めるときは、その意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

11. 財務報告の適正性を確保するための体制

- (a) 当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、関連規程等の整備を図るとともに適切

な体制を整える。

(b)財務報告に係る内部統制システムのグループ全体としての整備・運用等にあたっては「財務報告に係る内部統制の整備運用規程」に定め、各部門・各グループ会社における自己点検および内部監査室による独立的モニタリングを継続的に実施する体制を構築するとともに、IT環境の適切な理解とこれを踏まえたITの有効かつ効率的な利用を推進する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、内部統制システム構築の基本方針第1条(6)に定める「反社会的勢力との関係は、法令違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶し反社会的勢力による被害の防止に努める」ことを基本的な考え方としております。また、当社グループ倫理規範第7条(反社会的勢力の排除)に「私たちは、社会正義を貫徹し、顧客、市場、会社からの信頼を勝ち得るべく、反社会的勢力の不当な介入を許すことなく、断固として排除します。」と掲げ、グループを挙げて反社会的勢力による被害の防止に努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1)対応統括部署、不当要求防止責任者の設置状況および外部の専門機関との連携状況

当社総務局を対応統括部署とし、不当要求防止責任者を選任、香川県警察本部の主催する講習会に参加しています。

(2)反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社は、取引先との取引開始時には必ず「記事検索」、「企業検索」等を利用した企業調査を行い、取引先が反社会的勢力と関わりがないことを確認するほか、信用調査等に該当ない場合でも、相手方の人相、風体、話しうり等によって疑惑が生じた場合は、総務局長に相談することとしております。

(3)対応マニュアルの整備状況

当社は、社内インtranet上に、日常業務での注意点、面談要求への対応などを記載した「反社会的勢力対応マニュアル」を掲載し、常時全役職員が閲覧可能としております。

(4)社内啓蒙活動

当社は、総務局が中心となって適宜個別に反社会的勢力排除に向けた基本方針等について説明を行っています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

会社の経営方針の決定を支配することが可能な量の株式を保有する株主についての基本的な対処方針については、現在の株主構成等を鑑み、新株予約権をあらかじめ発行するような防衛策(ライツプラン)等のいわゆる買収防衛策は現時点では導入しておりません。なお、かかる事態が生じた場合は、代表取締役をとおして取締役を招集し、対策等を協議いたします。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

○適時開示体制

当社は、総務本部を適時開示担当部署とし、当社各部署および子会社に関する重要な「決定事実」、「発生事実」および「決算情報」を総務局長である情報開示担当責任者に集約させ、当社グループ全体に関わる会社情報の適時適正な管理と把握に努めております。

会社情報の適時開示に係る社内体制は、以下のとおりです。

(1)決定事実

当社の重要な事実については、毎月2回開催する経営会議において各取締役の報告のもと充分な審議を行った後、同日開催する取締役会のほか、必要に応じて開催される臨時取締役会において決定しております。また、子会社における決定事項は子会社社長により情報開示担当責任者に報告され、情報開示担当責任者は、当該内容を代表取締役社長または取締役会へ報告しております。情報開示担当責任者は、取締役会において決定あるいは報告された重要事実について、大阪証券取引所適時開示等の規則に定められた事項を判断基準に公表の是非を検討、重要な決定事実であると判断した場合、速やかに情報開示部署をとおして開示しております。

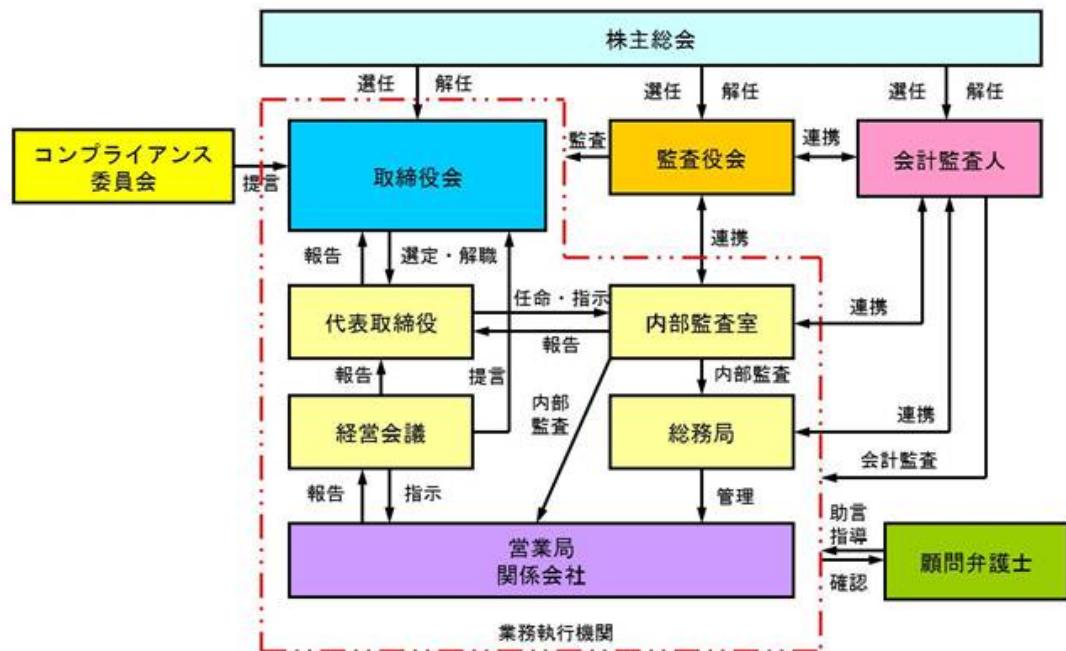
(2)発生事実

当社の重要な事実が発生した場合、発生事実認識部署は担当取締役経由で情報開示担当責任者へ報告しております。子会社において当該事実が発生した場合も、子会社社長が同役員へ報告しております。情報開示担当責任者は、当該内容を代表取締役社長または取締役会へ報告し、公表の是非を検討した後、重要な発生事実であると判断した場合、速やかに情報開示部署をとおして開示しております。

(3)決算情報

当社経理部でとりまとめた当社決算情報は、法令等に定められた手続に則り、監査法人および監査役等の監査を経て取締役会へ付議され、取締役会がこれを承認しております。子会社において承認された決算情報は、情報開示担当責任者をとおして取締役会へ報告されております。公表に値する決算情報については、情報開示担当責任者の指示に基づき情報開示部署をとおして速やかに開示しております。

【コーポレート・ガバナンス体制の概要(模式図)】



【セーラー広告グループ 情報開示体制(模式図)】

